

措置状況(2023年3月末時点)

年度	テーマ	監査結果	措置状況			措置率	監査結果 件数
			措置済み	措置予定	措置困難		
2019	保健所に関する財務事務の執行について	指摘	36 件	0 件	0 件	100.0%	66 件
		意見	30 件	0 件	0 件		

※ 措置・・・具体的には是正行為を実施すること。

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	1	36	保健総務課	【指摘事項 I-1】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について	<p>【現状・問題点等】 「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物について、定期的には実査を実施していない。</p> <p>【指摘事項】 これらの現物は市の財産であることから、少なくとも年度末までに現物確認を行うことにより現存又は除却の現状を把握し、その後も定期的に現物確認を行う必要がある。</p>	○		備品一覧と現物を照合し、備品一覧の修正を行いました。 今後、町田市物品管理規則第33条に基づき、毎年度1回、備品の現況確認を計画的に実施します。	措置済み	2020年3月
2019	2	37	保健総務課	【指摘事項 I-2】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果1)	<p>【現状・問題点等】 市で実施した備品一覧に掲載されている全ての備品と現物との照合の結果、備品一覧にはあるが現存していないものが相当数みられた。</p> <p>【指摘事項】 備品一覧にはあるが現存していないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧から削除の手続きを行う必要がある。</p>	○		既に廃棄済みの備品を備品一覧から削除していなかったため、当該備品を一覧から削除しました。 今後、町田市物品管理規則第33条に基づき、毎年度1回、備品の現況確認を計画的に行うと共に、備品一覧への反映も行います。	措置済み	2020年3月
2019	3	38	保健総務課	【指摘事項 I-3】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果2)	<p>【現状・問題点等】 「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物に関して、市による備品と現物との照合及び現地監査によるサンプリングでの確認を行った結果、備品一覧の数量と現物の数量が合わないものがあった。</p> <p>【指摘事項】 備品一覧の数量と現物の数量が一致しないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧の数量の修正を行う必要がある。</p>	○		既に廃棄済みの備品を数量に含めて登録していたため、備品一覧の数量を修正しました。 今後、町田市物品管理規則第33条に基づき、毎年度1回、備品の現況確認を計画的に行うと共に、備品一覧への反映も行います。	措置済み	2020年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	4	39	保健総務課	【指摘事項Ⅰ-4】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果3)	<p>【現状・問題点等】 「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物に関して、市による備品と現物との照合及び現地監査によるサンプリングでの確認を行った結果、備品台帳に掲載の洗濯機を廃棄し、その後指定管理者側が洗濯機を購入していたが、備品台帳では廃棄した洗濯機が掲載されていた。</p> <p>【指摘事項】 備品一覧に廃棄済の備品が掲載されているものについては、備品一覧からの削除をする必要がある。また、物品管理に関するマニュアルの完成を待って、指定管理者が購入した備品の取り扱いを明確にする必要がある。</p>	○		備品一覧に廃棄済の備品が掲載されているものについては、備品一覧から削除しました。2021年度の協定から、指定管理者が購入した備品の取り扱い方法について記載することとしました。今後は、必要に応じて速やかに備品台帳への登録・削除を行います。	措置済み	2021年3月
2019	5	42	健康推進課	【指摘事項Ⅱ-1】見積書の日付記入の徹底について	<p>【現状・問題点等】 町田市自殺対策計画策定支援業務委託は、特命随意契約により行われている。当該業務委託契約にあたり、業者より見積書を徴しているが、当該見積書に日付が記入されていない。</p> <p>【指摘事項】 予定価格設定後に見積書を徴していることを明らかにする意味においても、見積書の日付の記入を徹底する必要がある。</p>	○		業者より見積書を徴する際に、当該見積書に日付が記入されていることの確認を徹底することを、課内会議で周知しました。	措置済み	2021年3月
2019	6	43	健康推進課	【指摘事項Ⅱ-2】見積書への押印の徹底について	<p>【現状・問題点等】 青少年自殺防止ミュージカル公演事業業務委託の予定価格の設定にあたって、参考見積書を徴しているが、当該参考見積書に押印がなされていない。</p> <p>【指摘事項】 正式な見積書としての位置づけを明確にする意味においても、押印は徹底すべきである。</p>	○		参考見積書への押印の徹底について課内会議で周知しました。	措置済み	2021年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	7	53	健康推進課	【指摘事項Ⅱ-3】再委託の承認について	<p>【現状・問題点等】 市は「はがき印刷及び宛名印字」業務の再委託を承認している。しかし、当該契約が印刷製本請負契約であることを踏まえると、「はがき印刷及び宛名印字」は当該業務の根幹部分であるといえる。つまり、契約の履行の主要な部分を再委託していることになり、契約書第5条第1項の規定に従っていない。</p> <p>【指摘事項】 再委託を承認するに当たっては、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主要な部分に該当しないか否かについて、慎重に判断したうえで行う必要がある。 また、見積書徴取先の選定に当たっては、徴取先が業務を履行することができるか否かについて、十分に検討を行う必要がある。</p>	○		2020年度から、当該業務委託については、他業者に再委託せず単独で履行可能な事業者限定して見積徴取することとしました。 今後再委託を承認する場合は、主要な部分に該当しないことをしっかりと確認することを課内で周知しました。	措置済み	2020年4月
2019	8	59	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-1】講師謝礼金額の誤りについて	<p>【現状・問題点等】 検討会開催後に謝礼金を支出しているが、その際、本来は1人分の18,000円を支払うべきところ、誤って2人分の36,000円を振り込んでいる。支出事務の内部統制が有効に機能していなかったものと言え、改善の必要がある。</p> <p>【指摘事項】 今後、事業を実施する保健師等から支出事務を担当する事務職員に提出される支出根拠資料の記載方法や、支出根拠資料の送付時における依頼方法等について、支出額等を誤認することがないように形態とする等、事務処理の改善を図ることが必要である。</p>	○		事業担当者と支出事務担当者間で、事務処理の一連の流れを再度確認し、誤りなく処理できるように整理しました。また、人事異動で担当者が交代しても、適正な事務処理が行えるように、マニュアルの整備や仕組みの構築を行いました。	措置済み	2021年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	9	61	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-2】単価契約における契約方法について	<p>【現状・問題点等】 検体等搬送業務は、感染症の発生動向に左右されるため、性質上、数量を予定することが困難なものであるにも関わらず、予定数量及び推定総額を定めた契約としたことから、本来は不要な変更契約という事務手続を要したことや、推定総額を超えた発注がなされていた。</p> <p>【指摘事項】 事務打ち合わせや会議等の機会を通して、「契約事務の手引書」等により、単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めることが必要である。 また、本件契約に限らず、本来、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことをあらためて確認する必要がある。</p>	○		<p>検体等搬送業務を除き、保健予防課で所管しているすべての契約について、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことを確認しました。 また、検体等搬送業務については、業務担当者に単価契約に関する周知を行ったうえで、予定数量及び推定総額を定めない単価契約とすることにしました。</p>	措置済み	2021年4月
2019	10	64	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-3】単価契約における契約数量の算定方法について	<p>【現状・問題点等】 検体等搬送業務委託は、そもそも予定数量及び推定総額を設定すべきではない契約である。しかし、随意契約の限度額の範囲内とするよう割り返して予定数量を設定することは、競争入札を意図的に回避することにつながる行為であり、厳に慎むべきである。</p> <p>【指摘事項】 事務打ち合わせや会議等の機会を通して、「契約事務の手引書」等により、単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めることが必要である。</p>	○		<p>単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めるため、契約事務に関する研修資料を確認しました。 今後、契約事務を適切に執行できるよう、経験の浅い担当職員を契約事務に関する研修に参加させることとしました。</p>	措置済み	2021年7月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	11	65	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-4】単価契約における契約条項等について	<p>【現状・問題点等】 契約条件に推定総額がある場合には、推定総額の表記を契約書に追加するとともに、契約約款の総則(第1条)の後に、「単価契約における特例」を記載することとされている。しかし、今般の監査において閲覧した「検体等搬送業務委託(単価契約)」を始めとする単価契約の契約書においては、当該特例は記載されていない。</p> <p>【指摘事項】 本来、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことを確認するとともに、予定数量及び推定総額を定めた契約については、約款に当該条項を追加していることを併せて確認する必要がある。</p>	○		保健予防課で所管しているすべての契約について、予定数量及び推定総額を定めるべきではないが、これらを定めている契約がないかを確認した結果、ほかに該当はありませんでした。今後は、契約の内容に合わせて約款の内容を点検し、条項の適正な加除を行います。	措置済み	2021年3月
2019	12	68	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-5】任意団体に対する委託契約に係る仕様書記載事項の遵守について	<p>【現状・問題点等】 市は、健康食生活展の企画・運営を実行委員会へ委託しているが、その一方で実行委員会に係る実質的な事務を市職員が行なっている。このことは、事実上、市が自己を相手方として委託契約を締結していると捉えられる。よって、本委託契約は不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>【指摘事項】 市においては、過去の経緯等から本事業のように市が自己へ委託を行っているような契約が他にないかを検証し、発見された場合には委託契約を見直す等適切に対応する必要がある。</p>	○		保健予防課で所管しているすべての契約について、自己へ委託を行っているような契約がほかにないかを確認した結果、ほかに該当はありませんでした。今後は、自己へ委託を行っているような契約をすることのないよう、課内会議で周知しました。	措置済み	2020年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	13	70	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-6】食育講演会講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 食育講演会では、講演会講師に報償費5万円の支出がされている。しかし、講師謝礼金額を5万円とする根拠を明確にした内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月
2019	14	70	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-7】食育ボランティア勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 食育ボランティア向け勉強会の講師謝礼金額として報償費36,000円が支出されている。しかし、講師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	15	71	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-8】町田栄養・食生活ネットワーク会議の講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 町田栄養・食生活ネットワーク会議における講演会の講師謝礼金額として報償費36,000円が支出されている。しかし、講師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月
2019	16	72	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-9】健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金として40,000円を支払っている。しかし、講師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月
2019	17	73	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-10】特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 栄養管理講習会の講師謝礼金額として報償費36,000円が支出されている。しかし、講師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	18	74	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-11】食品収去検査事業の廃止を含めた事業のあり方の検討について	<p>【現状・問題点等】 都も同様の事業を実施している中で市が当該事業を行うことは、非効率であるとともに、市民生活への成果も限定的と考えられる。</p> <p>【指摘事項】 事業の必要性、市民生活への成果の具体的内容を考慮の上、事業の廃止も含め、事業のあり方を再検討する必要がある。</p>	○		事業の必要性、市民生活への成果の具体的内容等を踏まえ、食品収去検査事業は2020年度をもって廃止しました。引き続き栄養成分表示の適正化を図るための指導・助言を行います。	措置済み	2021年3月
2019	19	86	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-12】予防接種助成金上限額の見直しについて	<p>【現状・問題点等】 医療機関によって接種料金に差異がある以上、一定の助成上限額を設定すること自体は合理的であるが、上限額設定当時の根拠が不明であり、かつ約18年にもわたり見直しがされていない状況においては、助成上限額の水準が実態にそぐわなくなっている可能性がある。指定医療機関(相互乗り入れを行っている5市内の指定医療機関を含む)にて接種した者と、それ以外の医療機関にて接種した者との間における負担の公平性からも、助成上限額の水準を設定するにあたっての考え方を整理する必要がある。</p> <p>【指摘事項】 町田市予防接種助成金交付要綱の趣旨に照らして、助成上限額の水準を設定するにあたっての考え方を整理し、その根拠を明確化する必要がある。その上で、助成上限額の水準を直近の接種料金の実態に即して見直すとともに、助成上限額の水準の妥当性を定期的に確認し、実態と大きく乖離することを防ぐ枠組みを構築することが必要である</p>	○		予防接種助成金申請状況を整理し、助成上限額について実態に沿う金額を設定し、町田市予防接種助成金交付要綱を改正しました。今後も、接種料金の推移について定期的な確認を行い、助成上限額の妥当性を評価します。実態との乖離が認められた際には、改めて要綱改正を検討します。	措置済み	2021年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	20	94	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-13】乳幼児健康診査に係る随意契約の妥当性について	<p>【現状・問題点等】 乳幼児健康診査に係る随意契約において、契約方法決定書に、相手方1者とのみ随意契約を行う理由の記載がなかった。</p> <p>【指摘事項】 市は、随意契約で契約締結を行う場合は、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。選定理由は、随意契約で行う必要性や妥当性を慎重に検討する必要があり、特に他に同様の業務を実施できる事業者の有無を把握して記載すべきである。</p>	○		当該委託契約は他に同様の業務を実施できる事業者はなく、随意契約で行うことは妥当であると考えていますが、今後、随意契約を締結する場合は、受託者の選定理由を記載することを課内会議で周知徹底しました。	措置済み	2021年3月
2019	21	96	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-14】心理相談勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 心理相談勉強会の講師謝礼金額として講師一人当たり報償費7,150円を支出している。しかし、講師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月
2019	22	96	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-15】乳幼児健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 乳幼児健康診査における医師謝礼金額として健診1回あたり報償費39,000円を支出している。しかし、医師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 医師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての医師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	23	97	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-16】乳幼児経過観察・発達健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 乳幼児経過観察・発達健康診査における医師謝礼金額として健診1回当たり報償費29,094円、理学療法士謝礼金額として健診1回当たり14,500円を支出している。しかし、謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 医師及び理学療法士の謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての医師及び理学療法士の謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月
2019	24	101	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-17】物品購入に係る検査証の未作成について	<p>【現状・問題点等】 母親学級で使用する炊飯ジャーを購入したが、購入時に事業者から納品書を受け取っておらず、検査証が作成されていない。</p> <p>【指摘事項】 物品購入時には、納品書等の必要書類を入手し、適切に検査証を作成する必要がある。また、入手した納品書は、紛失しないように適切に管理する必要がある。</p>	○		納品書は納品時に書類確認を行うとともに、定められた保管場所への保管について複数で確認するようにしました。検査証についても適切に作成することを課内会議で周知しました。	措置済み	2019年11月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	25	102	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-18】母親学級の講師謝礼金額の根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 母親学級の講師謝礼金額として報償費10,000円が支出されている。しかし、講師謝礼金額の根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		すべての講師謝礼金額について、保健予防課で統一した単価及び上限額を設定し、内規として整備しました。	措置済み	2020年9月
2019	26	102	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-19】物品購入に係る適切な発注及び検査の実施について	<p>【現状・問題点等】 物品を購入する際、市は契約何書の決裁前に業者へ発注し、納品を受けていた可能性がある。この場合は、事後決裁となり、適切な物品購入に係る事務手続きが行われていないと判断せざるを得ない。</p> <p>【指摘事項】 物品購入に係る事務手続きを適切に実施する必要がある。</p>	○		物品購入に係る事務手続きについて改めて確認し、事後決裁となることなどがないよう、適切なプロセスで事務手続きを行うことを課内会議で周知徹底しました。	措置済み	2020年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	27	103	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-20】母子健康相談指導事業に係る随意契約の妥当性について	<p>【現状・問題点等】 母子健康相談指導事業のうち助産師による相談については、市は、市内の助産師から構成される任意団体に随意契約を行っている。しかし、平成30年度の契約方法決定書を閲覧したところ、当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う旨及び理由は記載されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 市は、随意契約で契約締結を行う場合は、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。 また、受託者である任意団体について、市は、団体の現状把握を適時・適切に行う必要がある。その上で、業務の実施可能性、随意契約で行う必要性や妥当性を慎重に検討する必要があり、特に当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う理由として他に同様の業務を実施できる団体の有無を把握すべきである。</p>	○		母子健康相談指導事業のうち助産師による相談について、随意契約で行う必要性や妥当性を検討するため、同様の業務を実施できる団体の有無を調査したところ、当該任意団体のほかにありませんでした。 そのため、2021年度の随意契約においては、受託者の選定理由を契約方法決定書に記載しました。 また、団体の状況は、年2回の連絡会議を通して把握しています。 なお、随意契約で契約締結を行う場合は、契約方法決定書に受託者の選定理由を記載すること、また、受託者の現状把握を適時・適切に行うことを、課内会議で周知しました。	措置済み	2021年4月
2019	28	104	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-21】母子保健訪問事業における委託料額の算出根拠不明瞭について	<p>【現状・問題点等】 妊産婦訪問指導事業、新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業の委託料の算定根拠を確認したところ、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。</p> <p>【指摘事項】 市は、事業内容の重要性、業務に対する金額の妥当性、受託者間の公平性等を考慮し、委託料金額の積算根拠を明確にする必要がある。 また、委託料が低廉である場合は委託額の値上げをする必要がある。</p>	○		保健予防課で単価を設定し、内規として整備しました。 今後は内規に基づき適正な金額で委託料を算定します。	措置済み	2020年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	29	113	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の現地棚卸について	<p>【現状・問題点等】 取得価額が3万円以上の物品は備品台帳に記録し、2年に1回の頻度で現況確認を行っている。</p> <p>【指摘事項】 物品管理規則第33条に定められている通り、毎年度1回は備品の現況確認を行う必要がある。</p>	○		物品管理規則第33条に基づき、備品の現況確認を行いました。 今後、毎年度1回は備品の現況確認を計画的に実施します。	措置済み	2022年3月
2019	30	113	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-23】備品の管理について(現況確認結果1)	<p>【現状・問題点等】 備品番号を記載した備品シールが貼られていない現物が複数あった。</p> <p>【指摘事項】 物品管理規則第23条第3項に従い、備品には備品シールを貼ることが必要である。 なお、備品番号については、新旧2つの備品番号があるが、新たに備品シールを貼る場合には、新番号を記載することによって、徐々に新番号に統一していくことが望ましい。</p>	○		物品管理規則第23条第3項に基づき、備品シールが貼られていない現物については、備品番号を確認し、現況確認の際にシールを貼るとともに、新番号に統一しました。	措置済み	2022年3月
2019	31	116	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-24】備品の管理について(現況確認結果2)	<p>【現状・問題点等】 備品シールに旧番号と推測される番号が記載されていたが、備品台帳の旧番号と新番号のどちらにも一致しない備品があった。</p> <p>【指摘事項】 現況確認時に、備品台帳と備品シールの備品番号が一致しているかを確認し、一致していない場合は、備品番号を適切に修正する必要がある。</p>	○		現況確認時に、備品台帳と備品シールの備品番号が一致しているかを確認し、一致していない場合は、備品番号を適切に修正しました。	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	32	117	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-25】備品の管理について(現況確認結果3)	<p>【現状・問題点等】 「レントゲン等の電子装置使用機器(移動式) X線健診受診者管理システム」は、複数の備品が一体となって機能しているが、備品台帳には1台の備品として記録されており、備品シールは、そのうちの1台にしか貼られていないため、備品シールが貼られていない備品について当該備品を構成する備品であるかが明確になっていなかった。</p> <p>【指摘事項】 2020年1月改訂予定の物品管理マニュアルに従い、どの備品が一式単位で管理される備品であるかを明確に把握できるようにする必要がある。</p>	○		物品管理マニュアルに従い、管理台帳には管理番号及び補助番号の登録を行い、また、管理番号及び補助番号を記載した備品シールを貼ることで、一式単位で管理する備品であることを把握できるようにしました。	措置済み	2022年3月
2019	33	117	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-26】備品の管理について(現況確認結果4)	<p>【現状・問題点等】 「データ処理用パソコン」は、実際には使用されているが、東京都町田保健所から譲渡された際に処分対象としていたため、備品台帳には記録されていなかった。また、当該備品には、備品シールが貼られていなかった。</p> <p>【指摘事項】 処分対象としていた備品を使用することになった場合は、備品台帳に記録して現物に備品シールを貼り、他の備品と同様に管理をする必要がある。</p>	○		当該「データ処理用パソコン」については、備品台帳に記録して、現物に備品シールを貼りました。 今後、毎年度1回は備品の現況確認を計画的に実施します。	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	34	121	生活衛生課	【指摘事項Ⅳ-1】予定価格の設定について	<p>【現状・問題点等】 市は、随意契約においても市契約事務規則第25条に従ってあらかじめ予定価格を定める必要があり、同規則第24条の随意契約限度額以下であるかどうかの判定は予定価格によらなければならない。しかし、コンクリートブロック塀修繕では予定価格が定められていたとは言えない。</p> <p>【指摘事項】 今回の施設修繕料のように当初予算の段階で想定していなかった契約を行う際には、必ず事前に予定価格の設定を行うことによって、随意契約などの契約方法の選択や見積競争の見積額の評価を適正に行う必要がある。</p>	○		当初予算の段階で想定していなかった契約を結ぶ際は、予定価格設定用の参考見積を徴取してから予定価格を設定し、その後、本見積を徴取し契約業者を決定するよう改めました。また、その内容を課内会議で周知しました。	措置済み	2020年4月
2019	35	122	生活衛生課	【指摘事項Ⅳ-2】備品等の管理について	<p>【現状・問題点等】 敷地内にある倉庫の一つは備品台帳等に登録されていることが確認できなかった。 また、東京都から移管された備品や新たに取得した備品等について、台帳への登録や備品シールの貼付などの点で規則に反している。</p> <p>【指摘事項】 市は、東京都から移管されたものを含めて備品等の棚卸を行い、現物の状態を確認するとともに保健所での使用可能性を判断した上で、備品シールの貼付、あるいは他部門への所属変更や処分、廃棄などを行い、台帳を更新していく必要がある。</p>	○		未登録だった倉庫については、備品台帳に登録しました。 また、都から移管された備品等については台帳への登録や備品シールの有無を確認し、適切な処理を行いました。	措置済み	2021年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	36	126	生活衛生課	【指摘事項Ⅳ-3】検査委託料の請求内容の確認漏れについて	<p>【現状・問題点等】 請求内容に関する市の確認が漏れたことにより、検査委託料の支払いに誤りが生じている。</p> <p>【指摘事項】 試験検査成績書等と請求内容の正確な照合のため、委託先に対して、請求書に試験検査成績書等を特定できる情報を記載する、あるいは請求書に内訳書を添付するなどの改善を求めた上で、請求内容の確認手続きをより一層徹底して行う必要がある。</p>	○		委託先から提出される請求書に「日別内訳表」として、検査依頼日及び検査項目ごとの検査件数を明記した表を添付してもらうことにしました。 また、請求内容の確認手続きを複数名で行うこととしました。 なお、当該検査委託料の支払いについては既に是正済みです。	措置済み	2020年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	1	44	健康推進課	【意見Ⅱ-1】随契理由の明確化について	「町田市自殺対策計画」の策定にあたって、策定支援業務を特命随意契約により業者に委託しているが、随契理由書を見る限り、当該契約が、前年度に支援業務を履行した事業者に継続して支援を行わせる必要があると判断した根拠が不明確であった。随契理由書に、随契理由を具体的に記載し、明確にしておく必要がある。		○	特命随意契約を行う際は、随意契約理由として、その業者しか実施することが出来ない理由をわかりやすく明確に記載することとしました。	措置済み	2021年3月
2019	2	45	健康推進課	【意見Ⅱ-2】事務の効率化について(その1)	支出負担行為の起案と支出命令の起案を別個に行っている事例があったが、事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、支出命令の手続きに併せて整理可能な支出負担行為については、支出負担行為兼支出命令として併せて整理することが望ましい。		○	事務の効率化の観点から、支出命令の手続きに併せて整理可能な支出負担行為について、支出負担行為兼支出命令として併せて整理することとしました。	措置済み	2021年3月
2019	3	45	健康推進課	【意見Ⅱ-3】事務の効率化について(その2)	案件によって、契約原議の省略に関して統一性がないが、事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、省略可能な契約原議については、省略することが望ましい。		○	事務の効率化の観点から、省略可能な契約原議については、省略することとしました。	措置済み	2021年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	4	46	健康推進課	【意見Ⅱ-4】見積書徴取先の選定について(その1)	2018年度3月自殺対策普及啓発事業業務委託では、随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴しているが、市内業者からは見積書を徴していない。市は、町田市産業振興基本条例により、市内事業者の受注の機会の増大に努めるものとしており、契約事務の手引書(2019年2月 第8版)においても、市内事業者を優先して選定するよう要請している。この点、当該委託業務の内容からすると、履行可能な市内事業者は複数存在すると思われる。今後、市内事業者で履行が可能な案件については、市内事業者からも見積書を徴し、受注機会の増大に努めることが望ましい。		○	特命随意契約を行う際は、履行可能な市内事業者の有無を確認してから手続きを進めることとしました。	措置済み	2021年3月
2019	5	47	健康推進課	【意見Ⅱ-5】見積書徴取先の選定について(その2)	健康づくりフェア事業において、エコバック2,500個の名入れ発注(印刷製本費513,000円)を行っている。当該発注は随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴している(1者は市内業者)。町田市産業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内事業者で履行が可能な案件については、見積書徴取の選定先として、市内事業者を増やすことで、受注機会の増大に努めることが望ましい。		○	市内事業者で履行が可能な案件については、見積書徴取の選定先として、市内事業者を増やすよう努めることとしました。	措置済み	2021年3月
2019	6	55	健康推進課	【意見Ⅱ-6】成人健診・がん検診の相互乗り入れの実施について	市は、成人健診・がん検診を受診できる医療機関を指定しているが、町田市内の医療機関に限られている。相互乗り入れに関する市民ニーズを把握するとともに、相模原市・町田市保健福祉行政連絡会議等の場において、相互乗り入れの実施可能性について検討することが望ましい。		○	相互乗り入れに関する市民ニーズはあるものの、2020年2月の町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議において、両市の健(検)診には、受診方法や検査内容に様々な相違があり、また、相互の意向も一致していないことがわかったため、実現は難しいものと判断しました。今後も市民ニーズや他自治体動向の研究は行っていきます。	措置済み	2020年2月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	7	75	保健予防課	【意見Ⅲ-1】随意契約の妥当性について	今後も地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約を継続していくのであれば、他の業者が実施できない理由を明確に記載するなど、随意理由書の記載ぶりについて、今以上に工夫が必要である。		○	特命随意契約を行う際は、随意契約理由として、その業者しか実施することが出来ない理由をわかりやすく明確に記載することとしました。	措置済み	2021年3月
2019	8	76	保健予防課	【意見Ⅲ-2】食育ツーリズムの実施に係る費用対効果を勘案した事業の再構築について	市は、食や農業生産者とふれあえる機会を増やすことで、食を楽しむ文化や食に対する感謝の心を育むことを目的として、食育ツーリズム事業を実施している。2018年度における市の支出実績は、事業者への委託金額83万円余であるのに対して、市民の参加者数は41名(親子参加が原則であり、親子の総人数である)であり、費用対効果の面で疑問が残ることから、事業の再編が必要である。		○	食育ツーリズム事業は、食育推進の観点から、事業継続の必要性があると判断し、実施しています。2021年度は民間企業と連携・協働し、費用対効果が向上するように、工夫して事業を実施しました。今後も、費用を抑えつつ、魅力ある事業展開を行い、食育の一層の推進を図っていきます。	措置済み	2022年3月
2019	9	77	保健予防課	【意見Ⅲ-3】健康づくり調理従事者研修会の廃止を含めた事業のあり方の検討について	健康づくり調理従事者研修会の参加者が減少傾向にある。研修会を開催する意義、市民生活における必要性、研修会対象者への知識習得に関する市としての関わり方、コスト負担の内容等を踏まえ、事業の廃止も視野に入れて事業のあり方を検討することが望ましい。		○	健康づくり調理従事者研修会については、事業のあり方を検討し、2021年度から廃止としました。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業は実施していません。	措置済み	2021年3月
2019	10	78	保健予防課	【意見Ⅲ-4】特定給食施設等に対する巡回指導対象施設の基準の策定について	特定給食施設等に関する業務に関して、個別指導として実施する巡回指導を行う際の対象施設の選定は、各施設から提出された栄養管理報告書の記載内容、過年度の巡回指導の実績、栄養管理講習会への出席状況等を踏まえ、決定している。巡回指導の対象施設の選定に関して第三者から見て分かるような形式で定められていない。市は巡回指導の対象施設の選定に関して第三者から見て分かるようにすることが望ましい。		○	特定給食施設巡回指導の対象施設の選定に関して第三者から見て分かるように、選定基準を改定しました。	措置済み	2019年11月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	11	82	保健予防課	【意見Ⅲ-5】保健所政令市としての方向性の検討について	成人保健指導事業は、健康増進法第17条に基づき実施しているものであり、原則として、40歳から64歳までの市民を対象としている。なお、これらの健康増進法に基づく、健康相談及び保健指導等は、市町村保健センターの機能の一つとして、2011年4月の保健所政令市への移行に伴う町田市保健所の設置以前より行われてきたものである。2011年の町田市保健所の設置から8年が経過しているが、あらためて、予防から発症後の治療面までの一貫した取り組みの中における成人保健指導事業の位置付けを整理するとともに、事業が目指す状況や目標等を明確化することにより、成人保健指導事業の成否を判断する基準となる考え方を示すことが望ましい。		○	成人保健指導事業の位置づけを整理するとともに、事業の成否を判断できるよう、取組項目毎に地域の実情、課題に応じたターゲットや目標を定めました。	措置済み	2020年3月
2019	12	89	保健予防課	【意見Ⅲ-6】予防接種委託料単価(相互乗り入れの深化)について	相互乗り入れを行う各市において、予防接種の接種料を統一することは望ましくないが、将来的には、各市が相互乗り入れで得た情報を基礎として各医師会と協議すること等により、情報の非対称性が改善されることで競争が促進され、地域の接種料金の均衡が図られることが望まれる。現状、町田市の接種費用が他市と比べて高い訳ではないが、今後も最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、一般社団法人町田市医師会との間において締結した予防接種委託契約の契約単価と他市の接種料の情報との比較分析を継続的に行っていくことが望ましい。		○	医師会との契約単価については、毎年度相互乗り入れ各市間で価格調査を実施しています。今後も継続的に、他市との比較分析を行います。	措置済み	2021年3月
2019	13	97	保健予防課	【意見Ⅲ-7】乳幼児健康診査におけるタブレット端末の使用等による業務の効率化、データ管理・活用による充実化について	乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペーパーレスによる運用を検討することが望ましい。		○	乳幼児健康診査のペーパーレスによる運用について、他自治体の実施状況を確認し、検討を開始しました。	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	14	98	保健予防課	【意見Ⅲ-8】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について	現在、南地域における健診事業は実施されていないため、南地区の健診対象者は健康福祉会館で受診をしている。今後、南地区における健診実施による受診率向上や住民の移動負担軽減の効果が一定程度見込めると想定される場合には、施設確保などの具体的な対策を検討されたい。本意見は、すぐに解決できる問題ではないと認識しているが、前述のとおり、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性を考慮すると、継続して検討は進めていくべき課題と考える。		○	南地区における施設確保の可能性を検討した結果、施設規模やプライバシーの確保など健診実施に必要な条件を満たす施設がなかったため、2023年度及び2024年度は現状の健康福祉会館で健診事業を実施することとしました。今後は、南地区における健診のニーズを踏まえ、継続して健診の実施場所を検討していきます。	措置済み	2023年2月
2019	15	105	保健予防課	【意見Ⅲ-9】母親学級の報告書に係る所属長までの適時・適切な決裁について	母親学級の報告書の内容は上記のとおりであり、その内容を把握することは、事業の成果内容を把握することにほかならず、事業を実施する上で重要な意義を有する。実施された事業に関するアンケート結果等を取りまとめた報告書については、事業の成果を把握するために、適時・適切に所属長まで閲覧、決裁されることが望ましい。		○	報告書は、事業開催後1週間以内に報告・決裁するよう改善しました。	措置済み	2021年3月
2019	16	106	保健予防課	【意見Ⅲ-10】出産・子育てしっかりサポート事業の周知強化について	市は、出産及び子育てを“しっかりサポート”するために、より一層市民に対して、出産・子育てしっかりサポート事業の趣旨や内容、出産及び子育てに関する各種事業について周知を強化することが望ましい。		○	妊娠届出時に配布しているしっかりサポート面接及び産後ケアの案内チラシの内容を見直し、情報が伝わりやすくなるよう改定するなど、周知を強化しました。また、予約が必要なしっかりサポート面接について、電話だけではなくインターネットでも予約できるようにするなど、利便性も向上させました。	措置済み	2021年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	17	107	保健予防課	【意見Ⅲ-11】産後ケア事業の実施に係る市民の利用回数(日数)と施設からの請求書の利用期間(日数)との整合性の確認について	市は、委託料の適切な支出を担保するため、「市民が実際に施設を利用した内容及び日数」と「請求書に記載された内容及び日数」の整合性を確認することが望ましい。この場合、サンプルベースで市民の利用実績を実施施設に対して調査すること、実施施設が請求書等を市へ提出する際に、利用者の利用日等が記載された利用承認書の写しを併せて添付してもらうこと等を検討することが望まれる。		○	委託料の請求時に利用承認書の写しを実施報告書と併せて提出するよう仕様書に明記し、事業者へ指示しました。 これにより、「市民が実際に施設を利用した内容及び日数」と「請求書に記載された内容及び日数」の整合性を確認することとしました。	措置済み	2020年4月
2019	18	110	保健予防課	【意見Ⅲ-12】歯科口腔健康診査の事業の有効性について	歯科医師会と連携し、協力歯科医療機関において健康診査後も、受診者が当該機関に定期的に通院しているかを調査する等の方法を検討された。		○	歯科口腔健康診査の問診票により定期受診の有無を確認し、受診率の経年変化を把握しました。 今後は、協力歯科医院と情報共有を行い、定期的に受診されていることを確認していきます。	措置済み	2023年3月
2019	19	110	保健予防課	【意見Ⅲ-13】高齢者歯科口腔機能健診の認知度について	今後も受診者数の動向を調査した上で、高齢者歯科口腔機能健診の認知度が低いと判断されるのであれば、受診対象者に当該事業を知ってもらうような働きかけを行うことが望まれる。		○	2021年は緊急事態宣言の合間に8か所の自主グループを訪問し、オーラルフレイル予防の口腔体操『ロトレ』と高齢者歯科口腔健康診査の周知を行いました。当日アンケートでの認知率は33.6%でしたが、受診希望者は79.7%、受診済みの方は5.9%でした。 市内18か所のデイサービス施設においても、『ロトレ』のDVDを活用した取り組みが行われています。 今後も継続して普及啓発を進めていきます。	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	20	118	保健予防課	【意見Ⅲ-14】契約事務に必要な書類の記載事項について	2018年4月1日に締結した健康福祉会館駐車場の土地賃貸借契約の契約期間は5年であり、2016年4月1日に締結した前回契約の2年から変更されているが、その理由が契約伺書に記載されていない。また、当該契約の契約方法決定書によると、契約保証金は免除である旨記載されているが、その理由が記載されていない。従前の同様の契約から重要な契約内容を変更する場合や、契約方法について原則以外の方法を適用する場合には、契約事務に必要な書類に、その理由を記載して合理性を説明することが必要である。		○	2023年4月1日に締結する次期契約に向け、重要な契約内容を変更する場合や、契約方法について原則以外の方法を適用する場合には、理由を記載する項目を契約伺書及び契約方法決定書に追加しました。	措置済み	2023年2月
2019	21	127	生活衛生課	【意見Ⅳ-1】検査委託料等の当初予算の設定について	事業や契約ごとに保健所政令市移行後に蓄積されてきた事業実績等も踏まえつつ、当初予算設定のあり方、特に緊急時対応を見込んだ予算枠のあり方について改めて検討し、第三者に対しても当初予算の設定根拠を説明できるようにしておくことが望ましい。		○	検査委託料等について、事業実績、感染症発生の動向及び事業者の自主管理状況等を踏まえ、当初予算額を算定することとしました。	措置済み	2020年12月
2019	22	130	生活衛生課	【意見Ⅳ-2】食品営業施設台帳の改良について	市は、次回の食品営業施設台帳のシステム改修時にメイン帳票及び付属シートの書式やシステムの機能についても改良を行い、営業停止処分や指導などの履歴情報によって施設の抽出ができるようにすることが望ましい。		○	営業更新許可の遡及適用に関しては、保留状態となった場合でも、適宜状況を確認し、衛生上支障がないことを調査の書類に明記することとしました。	措置済み	2020年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	23	132	生活衛生課	【意見Ⅳ-3】営業更新許可の遡及適用について	市では、東京都の「食品衛生監視員必携」を踏まえて、2019年10月から町田市食品衛生関係営業許可等取扱基準を施行している。許可の遡及適用に関する定めは東京都のものと同様であるが、その運用については今後、市独自に見直しを行うことが望ましい。		○	実態と合っていない施設数や監視件数については、注釈としてその理由を記載しました。今後は、国による営業許可制度の見直しの動向を注視し、必要に応じて修正します。	措置済み	2020年4月
2019	24	133	生活衛生課	【意見Ⅳ-4】許可を要しない営業施設等に関する説明について	市としては、国による営業許可制度の見直しの動向に注視しつつ、当面の事業の説明にあたっては、施設数や監視件数について誤解を招かないよう注意して行う必要があり、「事業概要」においても注釈などにより十分に説明することが望ましい。		○	「プール月報提出状況チェックリスト」を作成し、提出時期の確認及び提出内容の確認を徹底できるようにしました。	措置済み	2020年10月
2019	25	134	生活衛生課	【意見Ⅳ-5】プール維持管理状況報告の提出について	市は、プールの安全と衛生を確保するため、許可運営者に対してプール維持管理状況報告の提出有無だけでなく、その内容の適切さや提出の適時性についてもより一層徹底して指導する必要がある。		○	東京都との協定と実態との不整合や協定内容の再確認、変更、追加の必要性などについて整理したうえで、東京都と連携・協力して行う事務事業について、会議の場などを通じて意見等を伝えました。	措置済み	2020年10月
2019	26	135	生活衛生課	【意見Ⅳ-6】東京都と連携・協力して行う事務事業について	市は、東京都との協定と実態との不整合や協定内容の再確認、変更、追加の必要性などについて整理するとともに、関係自治体とも連携しつつ、東京都と連携・協力して行う事務事業のあり方やより良い運営方法について、機会をとらえて検討することが望ましい。		○	東京都と連携・協力して行う事務事業について、会議の場などを通じて意見等を伝えました。	措置済み	2020年10月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	意見名	意見の内容(報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2019	27	136	生活衛生課	【意見Ⅳ-7】仕様書の想定数量の設定について	市はより適正な入札が行われるように、契約時の仕様書における想定数量においては、極力実績数量を踏まえるとともに、実績数量の開示についても検討することが望ましい。		○	新規契約時に、想定数量を実績に基づいたものに変更しました。 また、実績数量の開示についても検討しました。	措置済み	2021年11月
2019	28	138	生活衛生課	【意見Ⅳ-8】業務日報の記載について	市は委託先に対して、仕様書の定めを前提として、より丁寧に業務日報に従事時間や業務内容等を記載するよう指導する必要がある。		○	業務日報に詳細な従事時間や業務内容を記載するよう、委託業者に指導しました。	措置済み	2020年4月
2019	29	138	生活衛生課	【意見Ⅳ-9】モデル地区の活動報告について	市は、モデル地区指定の際に活動報告の必要性やその記載方法について従来以上に丁寧に説明して周知徹底を図り、年度終了後にすべてのモデル地区から具体的な活動内容が記載された活動報告が提出されるよう、指導する必要がある。		○	年度終了後に具体的な活動内容が記載された活動報告が提出されるよう、活動報告の必要性やその記載方法について、モデル地区の指定の際に説明し、周知徹底を図りました。	措置済み	2020年4月
2019	30	139	生活衛生課	【意見Ⅳ-10】補助金の当初予算の設定について	市は、これまでの補助実績や今後見込まれる補助ニーズを踏まえた上で、当該補助制度の目的を達成するために個人(共生モデル地区除く)への必要最低限の当初予算額について改めて検討する必要がある、実績と一定の乖離が見られる既存の予算規模を継続するにはその設定根拠を説明できるようにしておく必要がある。		○	補助実績や今後見込まれる補助ニーズに基づき、予算額を算定することとしました。	措置済み	2021年1月